

# ザンビアにおける「部族主義」と土地保有

ほし  
星

あきら  
昭

はじめに

## I ザンビアにおける「部族主義」

1. 産銅地帯における種族的系譜
2. 民族主義運動とムルンゲン選挙
3. パロツエランドの地位

## II 伝統的社會の「組織的求心力」

## III ザンビアにおける土地保有

1. ロジの「土地保有階梯」
2. トンガの未利用地個人保有

おわりに

はじめに

本稿は、ザンビアにおける土地保有の実態を明らかにすることをさしあたりの目的としているが、これを「部族主義」——「部族」という語を無神経に使うことはいささかはばかられるのだが、ここでは特に厳密な定義を下すことをせず、単に“tribe”の訳語として掲げられたものと理解していただきたい——と関連づけて論ずるようにしたのは、筆者の関心が、特定のコミュニティにおける土地保有の様態を即的に記述することにはなくて、むしろそれをアフリカ諸国における民族形成の問題にからめて考えようとする意図から出たものであったことを、まずお断わりしておきたい。そのかぎりにおいて、近年アフリカ諸国において「部族主義」が一つの危機意識として捉えられていること、つまり、アフリカ諸国における民族形成のために大きな障害となっている部族間の対立・抗争が、かれらの伝統的社會に固有な属性とどのようにかかわりをもつのか、また、かかわ

りをもたせることにいかなる意味があるのかを、あらためて検討しようとする動きがあらわれてきたことを、一応、前提的認識としたうえで、筆者は、伝統的社會における生活の再生産の最も重要な物質的基礎である土地保有に関する問題点を、ザンビアの具体的な事例にそくして、相互関連的にとりあげてみようと思ったにすぎない。

アフリカ諸国における「部族主義」といえば、まず、古くは遊牧民による征服の歴史において、征服者がみずから王国を建設し、その種族集團の優越性を誇示したことにその発生をみななければならぬだろうし、また、近くは民族主義運動の中で、たとえば宗教的分離への志向という形で、特定種族集團による政治的ラディカリズムが排他的に強調されたことも、その一つの発現形態と考えねばならぬだろう。しかし、アフリカ現代史において「部族主義」がもつ社会・経済的重要性はやはり、植民地化などの外部的インパクトとの関連の中で、最もクルシアルな形で認められるに違いない。その意味では、最近、V・B・ヨルダンスキーなど、すぐれたアフリカ研究者たちが、「部族主義」を都市化と結びつけて一連の研究をおこない、ことにその中で、都市においてあらわれる伝統的社會の性格に焦点を合わせて分析をおこなっていることは、注目に値する<sup>(註1)</sup>。ことに、アフリカにおける特定の都市では「脱部族化」が必ずしも純粹な形でおこなわれていないことに着目したジャン・ルーシュ(Jean Rouch)が、新たに「超部族化」

ないし「拡大部族化」(supertribalization)という概念を設定して「脱部族化」と明確に区分したことはきわめて興味深い。つまり、都市アフリカ人は、なるほど物理的には伝統的農村を離脱したものによって構成されてはいるものの、その意識面では、なお伝統的な要素を強く残しており、事実、農村における相互扶助やさまざまな宗教儀礼を伴うアフリカ人社会内部のピラミッド型権力構造が、都市の二次的共同体の中にも依然として持ち込まれていることが多いばかりでなく、場合によって、その傾向が逆に強化・拡大されてさえいる、ということなのである。そして、その場合、さらに重要なことは、かかる種族的連帯の倫理は、都市アフリカ人にとって、低賃金、失業、疾病など生活上の諸困難に対する自己防衛、あるいは、特定商品の独占的販売のための利己的手段として強調され、しかも、その際、同じ都市アフリカ人でも、その出身種族集団の「組織的求心力」<sup>(註2)</sup>が比較的弱い集団においてそれがより強く作用している点なのである。

この「超部族化」ないし「拡大部族」の概念の内包については、もとよりJ・ルーシュ自身の現状分析の成果としての理論と方法論との文脈に沿って、さらに詳細な説明をしなければならぬとは思いうけれども(それについてはⅡにおいてふれる)ここでは、単に、この概念づけの中に想定される都市アフリカ人の社会関係の変化が、その出身種族集団の性格の相違によって大きく左右されるということの深い含意を確認し、かりに土地保有形態を中心にして伝統的社会を対象化するについても、つねに外部世界とのつながりを念頭におきながら問題に接近しなければならぬ、という筆者自身の研究上の論拠と限界をあらかじめ提示するにとどめたいと思う。

(注1) V・B・ヨルダンスキー「熱帯アフリカ:

部族間紛争の性格について」(『世界経済と国際関係』、1968年6月号、270ページ)参照。

(注2) J. Clyde Mitchell が労働移動に関連して、“centripetal tendencies”という語を用いた。

J. Van Velsen, *Urbanization in African Social Change, Some Methodological Problems of the Study of Labour Migration*, Inaugural Seminar of UCRN, 1964, p. 4 参照。

## I ザンビアにおける「部族主義」

ザンビアには、通常「部族」(tribe)と呼ばれるものが約70も数えられるが、それを「語族」(language group)に分けると30ほどになり、さらに、その「語族」を主要なものだけに大別すると、

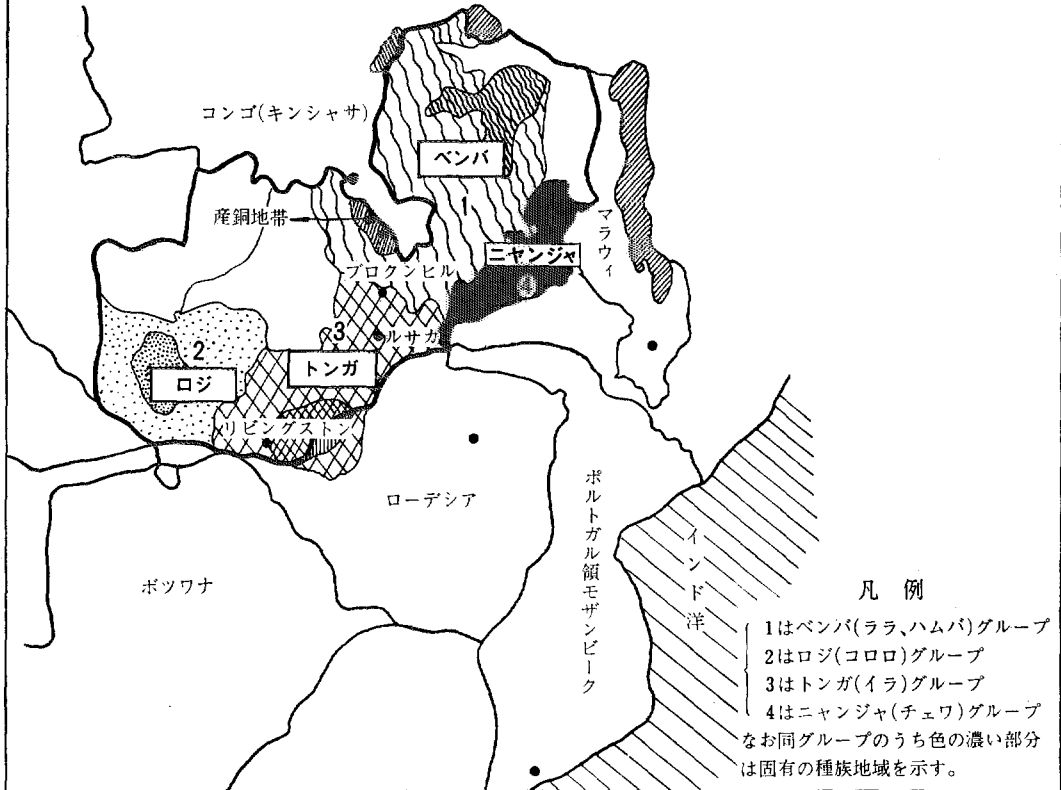
- (1) チベンバ (Cibemba)
- (2) チニャンジャ (Cinyanja)
- (3) シロジ (Silozi)
- (4) チトンガ (Citonga)

の四つがあげられる。

この4「語族」のうち、近年、ザンビアにおける「部族主義」としてあい対峙している二大勢力集団は、チベンバとシロジである。

この両者は、かつてベンバ王国およびロジ王国として存在した固有の中核種族が、近隣諸氏族を征服、支配することを通じて、その組織的強制力の外延を拡大してきた。すなわち、19世紀に、ベンバはエンゴニ (Ngoni) などの周辺種族と戦ってこれを従属させ、また、ロジはイラ (Ila) やトンガ (Tonga) を征討してその管掌下においた。この二つの種族集団は、植民地化以前に相互に接触したことがなかったが、厳密にみると、その規模や性格に若干の相違がみられる。たとえば現在、その数のうえでは、ベンバが圧倒的に多いが、伝統的社会の「組織的求心力」では、ロジがややまさっていたといえる。

〔ザンビアの4種族グループ〕



### 1. 産銅地帯における種族的系譜

周知のごとく、ザンビアは、セシル・ローズのBSA特許会社が、その統治権をザンベジ河以北に拡大することによって、はじめてヨーロッパ人の支配下にはいった。特許会社は、ロジ王国の最高首長であったレワニカ(Lewanika)から、この地域一帯の鉱業権と土地所有権を独占的に買い取り、鉱業、農業の開発のためにヨーロッパ人入移民の誘致に努めたが、ここには比較的有利な企業設立の機会に限られていたため、1925年に産銅地帯(Copper belt)が発見されるまでは、ヨーロッパ人でここに定着するものは、一部の植民地官吏や宣教師たちを除くときわめて少数であり、したがって、植民地当局の開発への意欲はあまり積極的でな

く、この地域は久しくほとんど放置されたままになっていた。イギリスは王国としてより古い歴史をもつロジを、いわば「保護領の中の保護領」として優遇したものの、その開発が等閑に付せられた点では、ロジもベンバも大差なかったといえる。

イギリスは植民地化の過程で、政府および諸企業を通じて土着民を労働者として多数雇い入れたが、その際に、特に、ある種族のものだけを優先的に扱うようなことはしなかった(ただし、北ローデシア時代の警察官など下級官吏は、主としてリビングストーン(Livingstone)やブランタイヤ(Blantyre)のプレスビテリアン教会において若干の教育を受けたニヤンジャ人によって占められていたのは例外である)し、また、行政当局によって創設されたインフラスト

ラクチュアが、特定地域の住民に対してのみ恩恵を与えたこともなかった。さらに、商業部門についても、この地域では、東アフリカや中央アフリカの他の部分と同様、もっぱらインド人、パキスタン人がその流通機構を支配していたから、ザンビアの特定種族がその地域から生産される商品の販売について独占権をもつようなことはみられず、ヨーロッパ人の入植に伴う新しい都市の成立も、その周辺住民の社会的地位や富裕度を例外的に高めるようなこともなかったのである。

しかし、その後、ザンビア北端部、カタンガとの国境付近に、世界有数の埋蔵量を誇る銅鉱脈が発見され、それに伴って南アフリカやイギリスから大量の開発資本が流入するに及んで、北ローデシアは一躍中央アフリカで最も経済的に重要な地域に変貌することとなった。それまで、フォート・ジェイムソン (Fort Jameson) とリビングストンにおかれていた行政の中心地は、今日のルサカ (Lusaka) に移され、北ローデシアは、イギリスの保護領として、直接その統治下にはいったのである。

産銅地帯を中心とする大鉱業の発展と、鉱石を海に出す鉄道の建設に伴って生まれたヨーロッパ人の入植と都市化とは、従来おしなべて停滞的な生活条件の中で孤立しがちであった各地の種族集団を急速に相互接近せしめるに至った。産銅会社が開発に必要な土着労働力需要はかつてないほど大規模なものであったが、かかる新しい産業中心地に多量に流入したザンビア人のうち、1930年代および1940年代を通じて、最大の労働力を形成した種族集団は、エンゴニなどニヤサランド (いまのマラウイ) の諸種族 (かれらの多くはそれまでワイトワートルランドの金鉱に出かせぎに行っていた) と、ベンバ (かれらの中にはすでにカタンガの銅山で働いていたものもいた) とであったといわれる。も

ちろん、産銅地帯の労働者の中にはロジ出身者も含まれていたけれども、その大部分は、やはりその伝統的な出かせぎ先である南アフリカのヨハネスブルクに引続きおもむいていたのである。

1935年と1940年には、この産銅会社にアフリカ人鉱夫によるストライキが起こったが、そのとき労働運動のイニシアティブをとったのは、ニヤンジャとベンバの労働者であった。さらに、1950年代になると、産銅地帯におけるアフリカ人労働者の種族的系譜による分布がかなりはっきりした単一パターンを示してくるようになる。すなわち、このころから、ベンバ出身労働者がしだいにその数を増し、その中から労働組合や政党に参加するものも多く輩出しはじめ、これと対照的にニヤンジャ人の産銅地帯における勢力比重は目に見えて低下していったのである。しかも、その場合重要なことは、このころから、ブローケン・ヒル (Broken Hill) [ザンビア中部の亜鉛・鉛などの主要産地で、産銅地帯についてヨーロッパ人入植者が多い都市] を含むザンビアの鉱業中心地において、チベンバ語がアフリカ人労働者の間で共通語として認められるようになったことである。かように、固有の種族としてのベンバが、産銅地帯へ労働者として多量に流入することを通じて、より展布した語族としてのチベンバに拡大したこと、つまり、特定種族が労働力の商品化を契機としてその社会的威光の外延を拡張、アフリカ人権力構造における「近代的正統性」形成への道をひらいたことは、きわめて興味深い事実であるように思われる。

ザンビアにおけるベンバ勢力の他種族集団のそれに対する優位が、この国の伝統的社会と外部世界との最もヴァイタルな接点ともいうべき産銅地帯において、すでにこの時期に確立されていたことはもはや疑う余地もないが、そのことを可能に

させた理由はいったいどこに求められるべきか？ ベンバランドの産銅地帯への物理的な距離の近さや、鉱山会社の求人における tribal favouritism はこの場合おそらく問題になるまい。とすれば、ベンバ人が産銅地帯に多数の労働者を送り込み、労働組合や政党における活動で特に積極的な役割を果たしたと、かれらがかつてベンバ王国と呼ばれた伝統的社会をもっていたことと、その間になにか関係はなかったのか？ もし関係があれば、いったいどのような脈絡で結びつけられるのか？ 筆者にとっては、このような疑問に答えることができる枠組としての理論と、それを有効ならしめる論拠を想定するかぎりでのみ、アフリカの伝統的社会の実態を明らかにすることの正当性が容認されうと思われる。

## 2. 民族主義運動とムルンゲシ選挙

産銅地帯の労働組合や政党における種族的勢力分布にみられたベンバの優位は、その後、この国の民族主義運動が「ローデシア・ニヤサランド連邦」の解体要求という形で展開されるに及んで、しだいにその影をひそめ、特に、英連邦内自治政府の獲得闘争の局面では、国内の種族的系譜による勢力不均衡は外見上ほとんど前面にあらわれてなくなる。これは、おそらく、ベンバを中心とする民族主義運動がまだ産銅地帯における人種別労働条件の改善要求という範囲でしか行なわれていなかったこの時期においては、イギリスからつとに手厚い保護を受け、古い政治組織の大部分を引続き温存しつづけたロジのほうが、ソールズベリーの連邦政府とのかかわり合いからは、さしあたりアフリカ人の利益を実現するうえでベンバよりはるかに有利な立場にあったためであろうし、さらに一般的には、「ザンビア人はおそらく白人による人種差別に対して身を持つことにあまり忙

殺されていて、自分たちの仲間に対する敵意をあらわすことができなかつた」からでもあろう(註1)。

いずれにせよ、1948年 Federation of African Societies が Northern Rhodesian African Congress に改組されたとき、その議長にはロジ出身者が選ばれたが、他の幹部連には——チベンバ、チニャンジャなどの語族出身者がいたし、1951年 African National Congress (以下ANCと略す)の党主となったハリー・エンクンブラ(Harry Nkumbura)は、チトンガをしゃべるイラ人であったがその主要党員は、チンバ(S. Chimba)〔ベンバ出身〕やカマンガ(R. Kamanga)〔チニャンジャをしゃべるチエワ人〕などから成っていた。1958年10月に、北部州に生まれたANC離反派が Zambian National Congress を結成したとき、その同志の中には、前記、チンバ、カマンガおよびカプウエプウェ(S. Kapwepwe)〔ベンバ〕とならんで、S・ウィーナ(S. Wina)や、シパロ(M. Sipalo)〔ともにロジ〕などがいた。もともとこの組織は、のちに United National Independent Party (以下UNIPと略す)の母胎となったものであり、いわゆる“One Zambia, One Nation”をスローガンに掲げるザンビア民族主義運動の事実上の推進力であったかぎりにおいて、pan-tribalな路線を強く打ち出してはいたが、詳細に見ると、それが当初反エンクンブラ運動という形で組織されたため、かれの地盤である南部州の出身者は否応なく排除されていたし、また、ベンバ派のロジ派に対する反目もすでに萌芽的には見えはじめていた。

1953年にANCの書記長に選ばれて以来イギリス官憲によりしばらく投獄されていたケネース・カウンダ(現大統領)は、1960年釈放されると同時にUNIPの党主に迎えられた。かれ自身はチベンバ出身だが、両親は他国人であったため、系譜的

にはむしろ *atribal* な立場にあったし、党活動としても、南部州を除くすべての州に支部をおいて党員を集めようとした。なお、ロジのパロツエランド (Barotseland) については、植民地時代以来の特別法に妨げられて、当初 UNIP はその内部に支部をおくことも党員を集めることもできなかった。このことは、パロツエランドの特殊な法的地位 (後述) に由来し、UNIP におけるロジ派の立場にも少なからざる影響を与えた。ともあれザンビアの独立のために “racial” “tribal” “provincial” な要素をできるだけ止揚せねばならぬと主張していたカウンダは、1962年と1964年の選挙において、ベンバなど北部州出身者を中心とする古くからの党員のほかに、従来はどちらかといえば非政治的な立場を貫いてきたザンビア人インテリの中からかなり多くの人物を選んで候補者名簿に登録させた。この措置は、カウンダによって、当時なお相当数国内に残留していたヨーロッパ人有権者からの得票を考慮したためにとられたともいえるが、やはりかれの意識の中では、隣国ローデシアにおける民族主義運動がエンコモ (J. Nkomo) とシトーレ (N. Sithole) との分裂によってその成功を妨げられているのを目のあたりにして、たとえベンバの政治的急進性への信頼は疑う余地がないにせよ、そのロジに対する過度な敵対意識がしばしばこの国の民族主義運動に対する国際的評価において不利な要因となり、その結果ややもすれば本来の目標たる政治的独立の実現自体が脅かされかねないという危惧があったためのように思われる。

しかし、そのようなカウンダの懸念にもかかわらず、ベンバ派のロジ派との対立は、この二つの選挙を契機として、以後、党人派とインテリ派との反目という要素が付加されながら、むしろますます激化されるに至った。そして、その抗争が極点

に達して現実にあらわれたのが、1967年2月の有名な七面鳥事件<sup>(注2)</sup>であり、また、同年8月のムルングシ選挙であったのである。なかんずくムルングシ選挙は、種族的排他主義に基づく不正投票を通じて、ベンバ (およびトンガ) 派が、ロジ (およびニャンジャ) 派を全面的に敗退せしめたこと、また、独立後まもないカウンダ政権がこの選挙によって一つの大きな試練の前に立たされたこと、において、ザンビア政治史上まさに特記さるべき事件なのである。

選挙結果を具体的にいうと、副大統領の地位をめぐって、カプウエプウエ [ベンバ] がカマンガ [チエワ] に勝ち、チョーナ (M. Chona) [トンガ] はシパロ [ロジ] を抑えて国務大臣の椅子を確保し、同次官についてはチンバ [ベンバ] がムレムバ (H. Mulemba) [ルンダ] を破った。さらに大蔵大臣の競争では、ウィーナ (A. Wina) [ロジ] かムデンダ (E. Mudenda) [トンガ] に敗れ、同次官については、チャングフ (L. Changufu) [ベンバ] がニレンダ (W. Nyirenda) [東部州のトゥムブカ] の挑戦をしりぞけた。また党青年隊長には、バンダ (D. Banda) [東部州のセンガーベンバと同盟している] が無競争で勝ち、同女子隊長では、ナンコロongo (M. Nankolongong) [ベンバ] がムクワエ (M. Mukwae) とナカティンディ (Nakatindi) [いずれもロジ] を追い落とした、等々である。

この選挙において見られた「部族主義」は、もとより、いわゆる「民族主義と社会主義との弁証法」<sup>(注3)</sup>として特色づけられるアフリカ諸国の政治変動において、特に、独立後にあらわれる民族主義的一体感・連帯意識の崩壊過程の一局面にすぎないにしても、それを単に、種族的連帯の倫理が、一部の sub-ministerial なレベルでの政治的野望のために利用された一種のセクショナリズムである

と規定するだけではけだし不十分であろう。つまり、産銅地帯の労働組合や政党におけるベンバ勢力の優位について前に述べられたと同様な意味で、ここでも、産銅会社のローヤリテー問題や主幹産業の国有化政策などからなる経済的利害状況として新たに外部世界から提起された諸条件に対して、ベンバやトンガがいかに適応し、政治権力を少数者の手に集中させえたかを、当該種族集団の社会・経済的構造とのかかわり合いにおいて追求されねばならないと思われる。しかし筆者はその前に、ザンビアの歴史において特殊な法的地位を与えられてきたロジのパロツエランドについてなお若干詳しく述べておかねばならない。

### 3. パロツエランドの地位

パロツエランドはザンビアの西部に位置して、全国土の約7分の1にあたる広大な地域を占めているが、この国の政治・経済的中心地から地理的に遠く離れており〔ロジの行政的中心地モンゲー (Mongu) はルサカから約640キロの距離にある〕、その住民は、主としてザンベジ河の毎年の氾濫で冠水する約32キロにわたるブロジ (Bulozi)——「平地」の意——において、穀類、カッサバ、ジャガイモなどの農作、牛、羊、山羊などの放牧、ミツロウ、獣皮の生産および漁撈活動によって自給的生活を営んでいる。農産物の市場販売は、輸送上の困難<sup>(註4)</sup>のため全く未発達であり、住民の貨幣所得は、中央アフリカの他地域と同様、主として都市ないし産業中心地における出かせぎ労働者からの送金に依存せざるをえない。

パロツエランドが以上のように比較的孤立した環境の下におかれてきたことは、伝統的な政治組織を内部的に成熟させるのに役立ったが、反面また、それは、住民をして民族主義的抵抗運動を含む社会変動に対して極度に消極的な姿勢をとらし

める結果をもたらした。パロツエランドがイギリスの「保護領(北ローデシア)の中の保護領」として特殊な地位を与えられたのは、1890年以後のことだが、パロツエランドがまさに特殊なる所以は、この地域が終始他州と全く異なる法的・行政的規制を受けてきたということではなくて、ロジの最高首長とその一族——クタ (Kuta) と呼ばれる——の寡頭政治に基づく伝統的権力が、イギリスの政策的意図によって他地域より多く保持されてきた点にある。ロジのイギリスとの結びつきは、前述の通り BSA 特許会社とレワニカとの協定にはじまるが、イギリスは、この古い、よく整序された政治組織をもつ王国に対して、特別に儀礼的尊敬をもって接したのである。たとえば、レワニカやその後継者たるイエタ (Yeta) をロンドンの戴冠式に招待したり、また植民地政府をして、他の種族集団には配分されなかった資金をパロツエランドの土着統治機構に与えさせたりしたことなどがそれである。

しかしその後、カウンダの UNIP がこの国の民族主義運動における一大勢力として台頭する気配が濃厚になってくると、ソールズベリのロイ・ウェレンスキー連邦首相とその一党は、パロツエランドの最高首長と立法審議会とに対し、もしこの動きがさらに進展すれば、ロジランドを含む北ローデシア全域はやがてベンバを中心とする北部州諸種族に支配されてしまうだろうという危惧を抱かせることによって、かれらに UNIP の新勢力に抵抗し、政治的に分離・独立への道を進むことを決意せしめた。そして事実このとき以来、パロツエランドの最高首長ムワナウィーナ・レワニカ (Mwanawina Lewanika) は、実際に、カウンダの UNIP の政治活動とその影響力に対してこれを牽制する構えを見せはじめたのである。たとえば、1962年 UNIP がパロツエランドにおける政治集会の開催

を要求したとき、かれはそれに対して許可を与えなかったし、また、同年10月の選挙では、Barotze National Party(以下BNPと略す)に暗黙の支持を与える白人政党 United Federal Party (以下UFPと略す)と同盟したのである。かくてウエレンスキーは、ムワナウィーナの補佐役で、実質的にBNPの指導者であったロジ出身の連邦議員ムビクシタ・レワニカ(G. Mbikusita Lewanika)を抱きこみ、他方、ムワナウィーナは、連邦政府の公然たる同意の下に、新たにエンガムベラ(Ngambela)を任命して、バロツエランドの分離・独立を画策せしめた。

しかし、UNIPの勢力は、ソールズベリの植民地当局や、ロジの支配グループの敵意(かれらはUNIPに対抗するためにベンバの勢力下におかれていた産銅地帯にもロジの影響力を拡大しようとし、事実過去10年来にかなりの成果を取めた)にもかかわらず、バロツエランドにもいよいよ深く浸透していったのである。もっともこれについては、近年バロツエランドにおいて、ムブンダ(Mbunda)、ルヴァレ(Luvala)、エンコヤ(Nkoya)、コクウェ(Cokwe)など、その従属諸民族のほうが、数のうえで固有のロジよりも、むしろはるかに優位をしめ、しかもかれらが、ロジの最高首長による伝統的な寡頭政治に対してかなり反感をつのらせてきていたことも、それにあずかって力があつたと思われる。

ともあれ、UNIPはこの地域の選挙で、2人のロジ出身の候補者、ナリルングワ(M. Nalilungwa)とA・ウィーナ(Arthur Wina)を立てたが、両者とも地元のBNP(およびANCその他)の候補者を抑えて圧勝し、UNIPの勝利は確定的となった。

(もっともカウンダはバロツエランドに対して、ロジの伝統的な統治機構を急激に破壊するようなことは決してしないことを約束した。)かくてバロツエランド側からいえば、同じロジ人でも、BNPの指導者やエ

ンガンベラなどに代表される伝統的権威に結びついた過去の権力者と、ナリルングワやA・ウィーナなどに代表される都市化された新しい知識人との間に、その行動様式と価値判断の基準をめぐって救いようのない分裂と抜き難い不信だけが残される結果となったのである。

このバロツエランドのムワナウィーナは屢々ブガンダのカバカと比較される。たしかに、かつて「封建的」とさえいわれるほど「組織的求心力」の強かった伝統的社会をもち、植民地化の過程で、政府から特別な保護を受け、その古い政治組織をなお存続させながら、その後、他種族による民族主義運動が展開されるに及んでしだいに内部的な分裂を引き起こし、政治権力としてしだいに孤立化するのを余儀なくされた点で、この両者には少なからざる類似性が認められる。もちろん、R・I・ロットバーグ(Rotberg)が指摘したように、ムワナウィーナの支配したロジ住民は、カバカの統治したガンダ住民ほど、種族集団として単一性が著しくなかったこと、また、ムワナウィーナの地位は、カバカのそれと比較して、法的には若干強くても、政治的にはより早く弱体化したこと、さらに、そのため、バロツエランドの新興民族主義勢力(UNIP)への平和的統合は、ブガンダの場合ほど、イギリス側から妨害を受けなかったこと、などの相違があつたことはたしかであろう(註5)。

(注1) R. I. Rotberg, "Tribalism and Politics of Zambia, *Africa Report*, October 1967, p. 30.

(注2) 1967年2月、ルサカのある白人肉屋が、クリスマス用七面鳥の売れ残りをカマンガ副大統領夫人に贈ったことから政治問題にまで発展した事件。市当局から営業停止を命ぜられた肉屋は、これを不服として白人弁護士を依頼し、最高裁判所を通じて営業停止処分を撤回せしめた。するとこれに怒ったUNIPの青年隊約150人(ベンバの党人派)が3台のトラックに分乗して白昼この肉屋を襲い、投石、器物破壊など暴



行を働き、また、この青年隊の行動を激しく非難したタイムズ・オブ・ザンビアの白人主筆に対していやがらせを続けた。これに対して最高裁判所は、市長と隊長に実刑を言い渡し、カウンダ大統領も遺憾の意を表したが、けっきょくは大統領特赦により政治的に解決された。

(注3) 星昭編『アフリカ諸国における経済自立』(アジア経済研究所, 1969年), 5 ページ。

(注4) 主要道路は近年いく分改善されたが、モンダーからセナンガ (Senanga), セシェケ (Sesheke), カラボ (Kalabo) に至る支道は、舗装されていないため、乾季ですら自動車の運行は困難をきわめる。またリビングストーン・モンダー・レアルイ (Lealui) を結ぶ河川はあるが、途中いくつかの滝があって事実上通行不能であり、したがって、毎年何カ月かは外部からの交通が遮断されてしまう。

(注5) R. I. Rotberg, "What Future for Barotseland," *Africa Report*, July 1963, p. 23.

## II 伝統的社会の「組織的求心力」

前章で述べたことから知られるように、ザンビアの権力構造における「近代的正統性」は、産銅地帯の労働組合活動においても、連邦時代の自治政府獲得運動においても、また、独立後の国有化措置をめぐる権力闘争においても、その主たる担い手を種族的系譜からみれば、明らかにベンバのロジに対する優位、というかたちで示されると思う。とすれば、ザンビアの外部世界とのかかわりから生まれた新しい諸条件の中で、ベンバという種族集団だけがよくそれに適応しえたのはなぜなのか？

一般に、低開発国研究においては、地域的發展の不均等性を明らかにすることの重要性が強調されてすでに久しいが、そうした主張の基底には、伝統的社会が外部からインパクトを受けた場合、もとにあった社会関係の性格如何によって、その変容のあり方が様々に異なってくるという認識が前提としてあったに違いない。ところで、ベンバとロジの伝統的社会についていえば、いずれもかつて王国として存在していたという事実からわか

るように、それらはアフリカ諸国の中でも、その「組織的求心力」が強いほうの部類に属するといえる。現に、この二つの社会がアンコーレやアシャンティやブガンダなどとともに関々人類学者たちの研究対象とされてきたのも、おそらくそれゆえであろう<sup>(註1)</sup>。しかし、ベンバとロジの政治社会を、さらに詳細な分類尺度で比較すれば、その「組織的求心力」は、後に述べるように、ベンバよりロジのほうがいくらか強いことが認められる。

しかし、伝統的社会的性格を示すのに、ただ「組織的求心力」が強いとか弱いとかいうだけでは、いかにもその社会、経済的実体の裏付けに乏しいし、説得力もなく、ときにはその含意について甚しい誤解を招くおそれさえ生ずる。かくて「組織的求心力」の強さをはかる具体的基準は何か、ということだが、ごく一般的にいえば次のようなことになるだろう。すなわち、その社会が地域共同体としてどれほど古くから存在しているか、どれくらいの人口規模を擁しているか、政治権力がどの程度中央に集中しているか、行政支配がどれほど末端まで行き届いているか、立法議会・裁判所などの諸機関が制度としてどれ位統合整備されているか、中央の権力装置を維持するためにどのような生産組織、再分配機構および労働力動員体制が用意されているか、いかなる社会階層があらわれ、どのように分化されているか、等々。以上さまざまな基準のうち、最も重要なものをあげるとすれば、やはり政治権力の中央集中と、階層制であろうが、筆者がそれらがアフリカ諸国の実態との関連で、特に深い意味をもつと思うのは、この両者が、たとえば、ヨーロッパ諸国では、封建社会から絶対主義への過程において典型的に結合してあらわれたのにもかかわらず、アフリカ諸国では、必ずしも併行的にみられない、という点においてなのである。

いうまでもなく、アフリカ諸国には、核家族を中心とした血縁的紐帯を基礎とし、「安全」と「平等」の原理に依拠して成立する原始的な共同社会のほかに、王制やそれに類似する機構の下に、政治権力がかなり中央に集中された社会も存在したが、これらアフリカ諸国の中央集権的性格をもつ伝統的社会においては、通常、その行政組織上の原理として、いわゆる「独立分権」的な関係が認められることはあっても、中央の政治的強制力が「行政分権」のメカニズムを軸として末端まで浸透しえた事例はほとんどみられなかった。

ベンバの伝統的社会では、ワニ族を代表する最高首長と、バカビロ (bakabilo) という貴族階層からなる評議会を頂点として、以下、領域首長、村長、家長(および一般住民)と続くピラミッド型の組織構造がみられたが、世襲的な領域首長の分国は、中央政府に対して比較的独立性が強く、したがって、統合原理としてはむしろ中央集権的色彩が薄かった。

また、「組織的求心力」がより大きいと思われるロジの伝統的社会でも、リナビ (linabi) と呼ばれる王族と宮廷官僚の下に政治的な上下関係を律する複雑な三重の組織——墓を中心とした居住単位としての観念的な地方組織と、マコロ (makolo) またはリクタ (likuta) と呼ばれる軍事、司法上の単位セクターと、穀倉を媒介とした貢納単位としての実際上の行政組織とからなる——が存在したが、王権はエンガムベラという世俗的行政長官の存在によって多少制約を受けたし、また、評議会自体もナロロ (nalolo) とリアルイ (lialui) という二つの宮廷に付属・分掌されて、その権力はある程度抑制されていた。

なお、トンガの伝統的社会に至っては、もともとヨーロッパ人の来往以前には無国家的状態にあり、また、中央集権的な政治単位としてはムンジ

(Munzi) と呼ばれる村落ないし村落連合以上のものをもっていなかったため、首長の権能にも、儀礼的な要素が強く残っているだけで、行政的強制、貢納の收受、紛争の調停などの政治、経済的規制力はあまり大きくなく、したがって、ここには自己完結的な統治機構、官僚制度、司法機関などが発達する余地はほとんどなかった(注2)。

要するに、これらザンビアの伝統的社会においては、首長が生産手段を外見上、独占的に所有することはあっても、生産物から生ずる利益が特定少数者にのみ偏在し、そのことが政治的な力関係にまで反映されることはなかったといえる。もとより、これら社会が民族的統一、資本の集中、官僚制の整備といったような近代的中央集権制を支える諸要件を欠いていたことはもちろんであるし、また、たとえ特定の地域の特定首長に例外的に政治権力の集中が見られても、そこではせいぜい「独立分権」的關係に基づいて村落レベルで富の再分配がおこなわれたというにすぎず、したがって、それが階層分化を併行的に現象せしめることは決してなかったのである。いずれにしても、この点にこそ、一般に「首長制国家」という名で呼ばれるアフリカ社会の中間移行型的な性格が求められることに異論はないであろう。

ラテン・アメリカにおいては中央アンデスとメゾアメリカなど過去に複雑な階層制を保持していた社会は、スペインの植民地になって後も、なお従来の社会関係を存続させた(その過程で階層分類が簡略化されたり、以前は存在しなかった新しい中間階層が発生したりすることはあっても、階層社会の区分そのものは、むしろいっそう強化される形で残った)のに対して、ウルグァイやパラグァイの原始的バンド社会や、インテルメデアーテ地方の階層制の単純な社会は、植民地化とともにかつての社会関係

は全く絶滅するか、もしくは、解消してしまったということである(註3)。

筆者は、この所説の是非を、ラテン・アメリカの実態に照らして検討する資格も余裕もないが、ただ、いまここでいえることは、これと類似した視角による分析が、近年多くのアフリカ研究者によって実際におこなわれてきたこと、しかも、それが単に植民地化に伴う現象の説明についてばかりでなく、また、独立後にあらわれたさまざまな外部的インパクトに対する反応の吟味としても屢々援用されているということである。前記のJ・ルーシュによる「超部族化」ないし「拡大部族化」という概念も、そのような接近視角をふまえながら、ガーナのアクラで試みられた調査研究の成果の一つとして提示されたものである。ともあれ、ここでは、ベンバ、ロジおよびトンガの伝統的社会について、階層制の問題を簡単に検討して見よう。

ベンバの伝統的社会では、首長(領域首長を含めて)の経済活動にかかわる権能として見い出されるものは、伐樹、播種、初収穫などの儀式的のほか、毎年一定期間賦役を調達して菜園を耕作させ、穀類、狩猟獲物などの貢納を受け、また、特定の交易品(象牙、塩、鉄砲、衣類など)を独占的に所有するなど、若干の特権があり、また村長については年少、血縁者を役務につかせ、伐樹、播種の最初の1日分の作業に賦役を求め、また、酒、肉などの貢納を受けるなど、首長よりも少ないながら、いくつかの特権が認められた。しかし、現実には、まず首長にとっては、社会集団の首長としての政治的機能より、系譜の代表者としての儀礼的役割のほうがより大きいし、また、村長にとっては、首長のためにその命令を下達し、租税、賦役を徴集する組織上の任務を負わされているにすぎない。しかもかれらは人格的評価を中心とする慣行的な

サンクションによってその支配権の行使を監視されていたため、社会・経済的な意味での階層化はベンバの場合それほど強い形であらわれていたとは思われない(註4)。

ロジの伝統的社会では、土地とその生産物が王を通じて国家に帰属されるというかぎりでは、王はその土地に対する管理権に基づいて生産物の貢納を要求しえた(ただし近年は生産物による貢納が廃止され、王はこれを貨幣で購入するようになったが、住民は「王は土地国家なり」という観念からその代金を受け取らぬことが多いという)し、また、王自身が、ナムカオ(namukao)と呼ばれる菜園や、リティンディ(litindi)と称する漁場や葦床をもち、たとえば、リティンディについては、乾季にそれが一般住民に開放されると、王はその漁獲物の一定割合を受け取り、また葦床については、刈り取った葦の11分の1を請求しうるなど、いくつかの特権をもつ。しかし、他方において、王に届けられた魚などは屢々村民に再分配されたし、また、ナムカオでの農作物の収量が少なくても、王はその請求権を特にきびしく主張しないから、事実上、社会の統合原理としての再分配体系をつき崩す形で階層化がおこなわれる機会はほとんど見い出されなかった(註5)。

しかし、トンガの場合については、もともと儀礼的な権能以外にこれといった特権をもたず、植民地化後(1918年)にヨーロッパ人政府の手で設置された首長領の長となってはじめて裁判権や立法権を付与されたにすぎないこの地域の首長は、その支配権の効力と範囲について、ロジやベンバの場合とは比較にならず、村長も村落内の世俗的な価値をもつ物件に対してなんらの権利を持たなかった。そのうえ、村長は住民の移動を規制することはできなかった(形式上よそ者が入村する場合、村長の許可を必要としたが、それも実質的にかれらの移

動を規制しうるものではなかった)ことは、そこに親族構成を軸にした身分階層制が発生することをすら妨げる結果をもたらした。したがって、トンガランドでは、後に述べるように、その後、首長や村長の代わりに、一般住民が未利用地を開拓するという形で、社会的成層化を現出させていった点が注目される(註6)。

さて、ここで再びJ・ルーシュの概念に戻るが、いまもし「組織的求心力」が強い、ということ、階層制が複雑な、という意味にとれば、一般には社会において階層化が進めば進むほど、その社会成員の共同体帰属意識は弱まり、反対に、階層化が進んでいなければ進んでいないほど、その意識は通常強く残る、と考えられがちであるが、もし、アフリカの伝統的社会においても そうだとすると、「超部族化」ないし「拡大部族化」の概念づけなどいっこうに意味をなさなくなってしまう。しかし、J・ルーシュの概念づけで注目されるべき側面は、本来、伝統的社会における成員の行動様式を大きく左右している集団帰属意識が、農村では単に住民間の社会的規制力として作用しているにすぎないけれども、都市においては、かかる意識がむしろ社会保障の不備を補うものとし積極的に利用され、しかも、それが政治的規制力にまで高められている、という点にある。換言すれば、農村社会における生活保障の必要から生まれた大家族による規制や、種族的連帯の倫理が、もはやそれ本来の目的が果たされる見込みも必要もない都市的環境の中で鉱山、プランテーション労働者や家内労働者に生計をたてさせる手段として、また、かれらに労働組合や政党において組織力を強めさせる方便として用いられ、伝統的規範のもっていた統合的効果が、新しい現実の中で国家レベルの問題に転化・発現されようとしている、ということなのである。

もちろん、アフリカの伝統的権力構造が、植民地体制によってつくられた諸都市の中にそのままの形で移入される可能性はほとんど考えられないし、事実、都市アフリカ人居住集団の長たる地位は、その種族的系譜よりも、むしろ富という社会的威光によってのみ保証されるようになってきており、そのかぎりにおいて、その長たる機能はさまざまに変質を余儀なくされるであろうが、ここで重要なことは、それにもかかわらず都市や産業中心地に流入した大部分のアフリカ人が、その内部に非人格的な「職務のヒエラルヒー」を形成せず、あいかわらず、かつての人格的関係の連鎖や、伝統的価値の序列をその社会関係の自律的原理として持ち込んでおり、しかも、その傾向は、かれらがかつて属していた伝統的社会がフラットな社会であればあるほど、いっそう顕著にあらわれているという点なのである。

以上のことから唆されることは、いかなるアフリカの伝統的社会においても共同体成員の権利が、かれらの労働力とか需要とか生産能力などとは独立に、形式上平等化される形でのみ成立していることに変わりなく、したがって、それは、かれらの間に富の差異として反映されることなしに、ただ、外部世界との関連からのみその社会的力関係の強弱を生ぜしめている、ということであり、かりに「組織的求心力」の語を、階層制に結びつけるにしても、それは、たかだかピラミッド型の「独立分権」的關係に基づいて慣行的に富が再分配される社会制度としての身分階層制を意味するにすぎないのであって、決して国家形態をとったヒエラルヒーの中に富の不均衡が制度化されている経済史的概念としての階層分化を予想してはならない点である。

(註1) たとえば、M. Fortes & E. E. Evans-

Pritchard, "African Political Systems," 1963, Introduction, p.5 以下参照。

(注2) E. Colson & M. Gluckman, "Seven Tribes of British Central Africa," 1959, pp. 1, 94, 164.

(注3) 増田義郎「政治社会の諸形態——特に酋長制社会, 地位社会の概念について」(『思想』, 1969年1月号), 87ページ注9参照。

(注4) Audrey I. Richards, "The Political System of the Bemba Tribe, p.105 以下。

(注5) Max Gluckman, "The Lozi of Barotse-land in North Western Rhodesia," p.61 以下。

(注6) E. Colson, "The Plateau Tonga of Northern Rhodesia," 1962, p.102 以下およびp.172 以下。

### III ザンビアにおける土地保有

以上のことを、アフリカ諸国の社会変動の中で最も主要な争点となっている土地にからめていえば、「組織的求心力」が最も強い社会でも、階層制は単に社会制度として権利化されているにすぎず、決して同時に財産制度として関係づけられていないといえよう。その意味からすれば、ポール・ボハナン(Bohannan)がいったように、まさに「国民国家」と「非人格的市場」を二つながら欠いているアフリカの伝統的社会では、「土地保有」(land tenure)というよりも、「農地保有」(farm tenure)という語が使われるべきかもしれない<sup>(注1)</sup>。ともあれ、本章では、「組織的求心力」の概念を、ザンビアの伝統的土地制度における個別事例の次元に引き寄せて、主としてM・グラックマン(Max Gluckman)の所説に依拠しながら、実体的に明らかにしてみようと思う。

#### 1. ロジの「土地保有階梯」

「土地保有階梯」(estates of holdings)とは、グラックマン自身の用語であるが、その内容を一口でいえば、ロジランドにみられる身分階層制に対応した土地制度のことである<sup>(注2)</sup>。ただ筆者としては、これを、平等社会が階級的分裂を伴う国家に

移行する過程でその社会関係を成層化する段階を特に土地保有に関する法的系統化の断面でできたものとして理解したいのである。

さて、ロジランドにおける「土地保有階梯」を具体的に見ると、ここには、王→村長→家長(一般住民)と縦につながる政治的単位が存在するが、かりに、特定の土地が当事者の成員権(血縁や養子縁組に基づく居住)に基づいてその最終的所有者(王)から下位保有者(村長・家長および一般住民)に割り当て、分与される場合、その法的権利・義務関係は、王と村長、村長と家長(一般住民)という具合に、相互に最も近い二つの階梯の間にのみ生じ、逆に、土地を占有していた当事者が死亡または離村して、相続人もなく未利用のまま放置された土地が、下位保有者(家長および一般住民)から上位保有者(村長)に返還、帰属される場合も、同様に、家長(および一般住民)から村長へ、村長から王へというふうに、必ず順を追って復帰し、決してその間の階梯を飛び越えて復帰することはない。つまり、土地に関する権利は、政治単位としての各階梯と分ち難く結びついている、ということである。

ただし、上位保有者から下位保有者に下向するときは、実際に外見上、階梯を飛び越えて土地が譲渡される事もあるが、形式的にはあくまで、土地を分与されたものが属する政治単位の直接の長が、この「復帰(相続)請求権」(reversionary right)の対象となるし、また、下位保有者が上位保有者へ上向するときも、当事者(たとえば家長および一般住民)が自分の属する政治単位の直接の長(その場合村長)に対して与えられた義務を果たしていれば、一つ上の階梯の政治単位の長(この場合王)に対して特定の土地(たとえば国有地)の保有を請求しうる場合もある。しかし、総じて、ロジの土地保有体系の下では、政治単位として事実上最も

大きな力をもっているのは村落であるから、第1次保有者は村長であり、それ以上の階梯への「復帰（相続）請求権」は名目的にしか存在しえないように思われる。

なお、各階梯での土地保有は、それぞれ各政治単位への成員権を基礎として成立しているので、上位保有者と下位保有者との間の権利、義務の内容は、どの階梯でも大差はないし、また、上位保有者の政治単位にとって特に重要な位置にある土地が当該上位保有者に帰属される点でも、各階梯間で特に変わるところはない。ただ、最終的所有者と見なされる王だけは、分与した土地の広狭にかかわらず、すべての下位保有者に対して忠誠を要求することができた。

以上のごときロジの土地制度における垂直的序列によるいくつかの階梯の存在は、上位保有者が土地に関する権利に対応した義務を下位保有者により多く分担させるという仕方では、この国の政治・社会組織を、きわめて複雑なものにしている。ともあれ、この「土地保有階梯」の中で筆者が身分階層制との関連から特に重視したい問題は、「復帰（相続）請求権」の効力範囲である。

ロジの伝統的社会において最も重要かつ基礎的な政治単位が村落であることはすでに述べた通りであるが、ロジより「組織的求心力」のはるかに弱いトンガの伝統的社会においては、政治関係における村落の規制力はきわめて弱く、土地保有の主体はむしろ個人または家族である。つまり、具体的にいうと、ロジにあっては、土地を保有していた一般住民が死亡または離村して、相続人がない場合、その土地は大抵家長を通じて村長に帰属するが、トンガの場合には、その土地は一応名目的に村落に帰属して、その実、荒蕪地になる（成員権に基づく土地保有の場合）か、あるいは、もとの保有

者またはその家族に帰属する（譲渡による土地保有の場合）か、のいずれかであって、決して村長にまで復帰することはない。このことは「組織的求心力」が強い社会においてほど、「土地の集団との不可分性」が<sup>(註3)</sup>、身分階層制の強化というかたちで、色濃く認められるということ、したがって、土地の個人保有化——それはやがて階層分化につながる——への動きがかえって抑止されていること、を意味するであろう。いわゆる「首長制国家」の中間移行型なる性格は、まさにこのような点にも求められねばならぬと思われる。

なお、それに関連して、ロジの土地保有形態の中から若干の問題点を指摘するならば、

第1に、ロジの伝統的社会では王が村落を通じてひとたび土地を一般住民に分与してしまうと、その権利は、王を含む第3者の請求権に対して十分対抗しうる（王自身が要求しても入手できない）ことになっていた。このことは、ロジの司法・行政諸機関が特定の法律に基づいて一般住民の権利を保護しえたことを前提としており、したがって、この「土地保有階梯」は、土地そのものの性格が単に「集団の一側面」であることから、「集団化への基礎」となることへのメルクマールとして考えられるように思われる<sup>(註4)</sup>。

第2に、ロジでは土地の分与が村落を通じてのみ行なわれることは前述の通りであるが、その場合、村長が王族の一員（たとえば、王子や王女）であっても、その分与は王からその人個人へのものとは見なされない。このことは、「土地保有階梯」による土地管理・処分権の下位分与というロジの配分体系の中で、儀礼的な系譜による親族関係よりも、世俗的な機能による政治関係をその社会制度における価値として優位に置く傾向を示しているように思われる。

第3に、ロジの王は、住民の交通上の便宜のために、プロジに水路を掘る事業を屢々行っているが、これは、いわゆるシスポ (sisupo) ——一種の不動産物件の表示<sup>(注5)</sup>——として、土地に関する権利を世俗的に確認せしめる目的をもっていたけれども、そのほかに、王が、この「土地保有階梯」を支柱として、個々の共同体と土地をより強力な上位集団と結合させ、同時に、かつての貢納物再分配の形式を、治水事業による住民への利益還元に変形せしめるねらいをもっていたとも考えられ、その意味では、パロツエランドの専制的な政治体制となんらかの関連づけがされうるかもしれないという点である。

## 2. トンガの「未利用地個人保有」

前節で述べたロジの「土地保有階梯」は、平等社会から階級社会への移行過程で、いくつかの共同体と土地が一つのより大きい集団に結合されてゆく現象として把握されるが、本節に述べるトンガの未利用地の個人占有は、むしろいくつかの共同体の内部で特定の土地が集団から分離してゆく現象として理解される。つまり、前者は、土地保有に関して、「首長制国家」の階級社会との接点に見られる問題であり、後者は、その平等社会との接点に生ずる問題である、といえよう。

トンガランドは、19世紀に北部をコロロ (Cololo)、エンデベレ (Ndebele) などによる侵略の脅威にさらされ、南部をロジによる支配の下に屈服を強いられたが、そのためかヨーロッパ人の来往以前にはベンバやロジにおけるような統一的政治組織をもちえなかった。したがって、トンガの首長の支配権はきわめて弱く、かれらが裁判、立法に関して権限を持つようになったのは、1929年の「原住民統治機構に関する法律」(Native Authority Act)以後のことであるにすぎない。前節でも触れたように、

村落ないし村落連合以上の中央集権的政治単位は存在せず、また、村落自体もその境界区画が不明確で、固有のトンガ以外は住民の移動がはげしくて、社会の安定性は著しく欠けていた。なお、以下に述べられる事例は、すべてプラトオ・トンガ (Plateau Tonga) つまり、北部トンガの場合である。

プラトオ・トンガの伝統的社会の場合、土地が住民の成員権に基づいて耕作されていたことでは、特に他の地域と変わるところがなかったが、ここでは土地に関する首長や村長の管理・処分権はきわめて弱く(耕地の定期的再分配も行なわれなかった)たとえば、共同体に帰属する入会森林地や、未割当地が未利用のまま放置されたり、また、休耕期間が長すぎて保有者が不明となった土地についても、かれらの規制力はほとんど及ばず、したがって、人口増加に伴う耕地不足が著しくなると、一般住民は、かかる未利用地を拘束なく耕地化することができた。つまり、かれらは、ロジのごとき、複雑な身分階層制や「土地保有階梯」をもつ社会におけるよりも、いっそう急速に土地の個人保有化を押し進めることができたのである。

この個人保有化は、本人が特定の未利用地を開拓する意思表示をおこない、それを登記簿に記載するだけで、首長や村長から許可をとることなしに、自由に保有できた(もっとも、それが密集した居住地にあるときは屢々自村および隣村の長から承諾を得ねばならなかったという)。そしてひとたび耕地を取得したものは、それについてほとんど永久的な保有権が認められ、また、必要に応じて、相続や処分(譲渡、売買、賃貸借)をおこなうこともできたのである。つまり、前節にも述べたように、プラトオ・トンガにおける土地保有の主体は、村落よりもむしろ個人または家族にあったのである。

なお、プラトオ・トンガにおける村長の規制力に

ついてであるが、本来集団的に利用さるべき性格をもつ放牧地には、村落規制はなお働いていたし、また、近年未利用地の個人保有化が進んで、私的権利の競合が起こってくるようになったためか、村落成員以外のものが、個人保有する場合に限り、村長による事実上の承認（保証人の紹介や人物面接）を必要とされた。しかし、実際に未利用地を開拓して耕地化しえたものは、たいてい進取の気象に富む企業的農民で、かれらの中には村落を離れて新しい環境におもむくものが多かつたから、この種の土地保有に対する村落の規制は事実上あまり積極的な意味を持ちえなかったようである<sup>(注6)</sup>。

最後に未利用地の個人保有に関連して、プラトオ・トンガにおける一般的な土地の相続・処分権についてふれておくと、

まず相続についていえば、土地が相対的に豊富であったころは、一般住民は死亡しても、耕地を相続する必要はさほど感じられず、せいぜい家畜その他家族内動産を引き継ぐ程度であった。しかし、近年の人口増加は、耕地相続を著しく促進させ、しかも、その相続資格者の範囲は、家畜その他家族内動産の場合より広がってきたといわれる。このことは、未利用地の個人保有の進展に刺激されて土地需要が増大したためでもあろうが、反面また、相続は処分と異なり、物件の引き渡しに際して、受取人の選定や順位が重要な争点となり、殊に、それが慣行としての共同体的規制と抵触するところが多かつたからであろう。

また、土地譲渡については、一般に、それが親族間、村落成員間におこなわれるかぎり、特に村長から規制を受けることはなかつた。譲受人は譲渡人の父親（または叔父で多くの場合家長）の承認だけで、耕地を合法的に取得できたし、また、譲受人の死亡・離村に伴う「復帰（相続）請求権」

は、前述のごとく、譲渡人またはその家族どまりであった。しかし、村落成員でないものへの譲渡は、村長への報告およびその同意を要件とするという形で、未利用地の個人保有の場合と同様に村落から拘束を受けたのである。

さらに、売買と賃貸借についていえば、プラトオ・トンガ社会において、いかに未利用地の個人保有化が進んでいたといっても、開拓を伴わぬ売買によって土地権を移転することはほとんどなかつた。これは、土地の豊度が祖先の霊による呪いの程度によって決まると信じてきた一般住民にとって、立地条件の違いが土地価格に反映される仕方で売買が行なわれることに、当然ある種の抵抗感があつたからである。しかし、伝統的農法の中ですでに家畜や農機具の貸借が慣行的に義務化されていたかれらにとって、土地の貸借は比較的容易に受け入れられたと思われる。現にプラトオ・トンガでは、農作期に短期間を区切って耕地の賃貸借が屢々なされ、その際、賃貸の対価として一定の収穫物が提供されたが、もし借主がその間耕地に肥料を投下したときは、1カ月分の収穫物提供が留保されたという。いずれにしても、ここでの賃貸借は共同体の必要に基づくものに限られていたと見ていいから、それを私的権利発生と結びつけて考えることは、未利用地の個人保有の場合と対照的に、きわめてむずかしいといわねばならない<sup>(注7)</sup>。

以上、本節では、プラトオ・トンガにおける未利用地の個人保有を中心に述べてきたが、それは、この国における社会変動との関連において、きわめて多くの示唆を与えているように思われる。周知のごとく、かつてヨーロッパ大陸にみられた「村落共同体」について、屢々その内部の生産力上昇に対応して社会的分業の発達、局地的交換の促進、家族内動産の私有化などが、そのメルクマールと



## おわりに

してあげられてきたが、この未利用地の個人保有はまさにそのような文脈の中で、しかも特殊アフリカ（この場合ザンビア）的な現象としてとらえられるのではあるまいか？ アフリカ諸国においては、「土地に関する権利は労働力の投下によって創設される」<sup>(注8)</sup>といわれるが、未利用地の掃林・整地・開墾はその意欲と能力をもつものによってのみ可能であったはずであり、そのことは、現に、プラトオ・トンガにおいて、未利用地開拓者は、他人にその土地耕作権を付与してのちも、耕地の半分に対して請求権を保持しえた、ということからも察せられよう。かくて「その意欲と能力の差が階層をつくった」ことも事実であろう。村落内部の人口増加や、植民地政府による土地配分、開発計画の実施などによって、耕地が極度に不足するようになれば、当然に、未利用地を耕地化した企業的農業者が少数ながら生まれる反面、他方では、出かせぎ労働者として多数のものが都市に流入し、その結果、階層分化はいよいよ激化されることになる。いずれにしても、「組織的求心力」の弱い社会において容易に発生しえた未利用地の個人保有が、外部世界からのインパクトに伴う社会変動の本質を解明するうえで最も重要な鍵になることには変わりないであろう。

(注1) Paul Bohannan, *Land of Africa, Tribal and peasant Economies*, 1967, p. 56.

(注2) Max Gluckman, "The Lozi of Barotse-land in North-Western Rhodesia," p. 61.

(注3) 青山道夫『アフリカの土地慣習法』, 11ページ以下。

(注4) Paul Bohannan, *Land of Africa*, p. 57.

(注5) Max Gluckman, "The Lozi of Barotse-land in North-Western Rhodesia," p. 63.

(注6) E. Colson, *The Plateau Tonga of Northern Rhodesia*, p. 172 以下。

(注7) 青山道夫『アフリカの土地慣習法』, 181ページ以下。

(注8) 青山道夫, 31ページ。

本稿は、ザンビアにおける「部族主義」への筆者の問題関心を出発点とし、それが「組織的求心力」の大きさに差がある伝統的社会と関連するかぎり、ロジ、ベンバおよびトンガの土地保有形態を検討し、その中から特にロジの「土地保有階梯」とトンガにおける未利用地の個人保有という二つの指標をとり出し、その問題点を明らかにした。そしていま結論的にいえることは、「組織的求心力」が比較的強い種族集団であったロジが、その社会内部にあった身分階層制の持続的規制力がむしろ阻害となって、新しい社会変動への適応性を失い、政治勢力として分裂、孤立化していったのたいし、ロジにくらべて「組織的求心力」のやや弱い種族集団たるベンバは、平均的な「首長制国家」としてもっていた「独立分権」的な政治関係を、むしろ労働組合運動や民族主義運動における組織化のための挺子とし、都市や産業中心地において積極的な役割を果たすようになり；さらに、「組織的求心力」のきわめて弱い種族集団のトンガが、まさにその「組織的求心力」が弱いがゆえに、土地の個人保有化を促進させ、あるいは企業的農業者としてあるいは出かせぎ労働者として、逆に新しい政治関係の下で「組織的求心力」を強めていこうとしたこと、つまり「一定の形式的平等の貫徹の結果として、むしろそれと照応する特定の実質的不平等が生じてくる」ことになった<sup>(注1)</sup>ということなのである。筆者のねらいは、低開発国における伝統的社会と外部世界との接触過程に見られる、まさにそのような「逆転の論理」を提示することにあつたわけである。

(注1) 川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』(岩波書店, 昭和43年), 782ページ。

(調査研究部主任調査研究員)